

令和6年度基山町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

令和6年度健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）及び下水道事業会計資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

令和7年8月6日（水）から8月8日（金）まで

3 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかを審査した。

4 審査の方法

審査の対象とした書類について、関係書類等により照合・確認するとともに、関係職員の説明を聴取して審査を実施した。

5 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

（単位：％）

健全化判断比率	令和4年度	令和5年度	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	— (黒字6.40)	— (黒字6.40)	— (黒字6.69)	15.0	20.0
② 連結実質赤字比率	— (黒字11.87)	— (黒字12.32)	— (黒字13.60)	20.0	30.0
③ 実質公債費比率	7.0	6.6	6.3	25.0	35.0
④ 将来負担比率	— (△36.0)	— (△37.9)	— (△24.2)	350.0	
資金不足比率	令和4年度	令和5年度	令和6年度	経営健全化基準	
⑤ 下水道事業会計	—	—	—	20.0	

（注） ①～④に係る表中の「—」の表示は、赤字額がないこと又は算定値がないことを示す。

⑤に係る表中の「—」の表示は、資金不足額がないことを示す。

- ① 実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。
- ② 連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率である。
- ③ 実質公債費比率とは、標準財政規模に対する公債費や公債費に準ずる経費等（一部事務組合の公債費に対する負担金や公営企業の公債費に対する繰出金等）の占める割合の過去3年間の平均である。
- ④ 将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。
- ⑤ 資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である。

6 審査意見

(1) 実質赤字比率について

令和6年度は、実質赤字額が生じていない。一般会計の実質収支は対前年26百万円増加したが、標準財政規模も197百万円増加したため、実質黒字比率が前年より0.29ポイント改善された。

(2) 連結実質赤字比率について

一般会計・特別会計の実質収支額が42百万円減額されたが、下水道事業会計の剰余額が126百万円増額になったことにより、当比率は前年度より1.28ポイント黒字の割合が増加した。良好な財政状況であると認められる。

(3) 実質公債費比率について

令和6年度は6.3%で前年度より0.3ポイント好転している。早期健全化基準の25%と比較してもこれを大きく下回り、良好であると認められる。

(4) 将来負担比率について

将来負担率は平成30年度から「算定なし」が継続している。令和6年度の△の負担率は13.7ポイント下がった。下がった要因は下水道事業とクリーンヒル宝満の起債が増額されたことによるものである。

(5) 資金不足比率について

下水道事業会計のみを対象としているが、令和6年度も引き続き資金不足は発生していない。経常利益・純利益で毎年度着実に黒字を継続しているということは、「健全な事業経営」を継続できていると評価できる。

(6) まとめ

いずれの比率も早期健全化基準を大きく下回っていて財政状況は良好であると言えるが、この財政健全化法の比率を更に改善する方策は、税收等が増加すること、借入金を減少させることがポイントとなる。

以上